

令和3年度

アイソレーター装置
仕様書

佐野市消防本部

1 総則

この仕様書は、佐野市消防本部（以下「当消防本部」という。）が令和3年度に購入するアイソレーター装置の仕様等について定めるものである。

2 主要諸元（想定品：バイオトランスポートバッグ）

- ・使用時のサイズは、205×65×55cm（±10%）であること。
- ・収容時は、95×30×60cm（±10%）に折りたたみ可能で、専用ケースに収容できること。
- ・連続使用時間は5時間以上であること。
- ・感染症疑いの傷病者、免疫力が低下している傷病者の隔離搬送具として使用できること。
- ・カプセル内を陽圧および陰圧にすることが可能で内部差圧が80Pa、陰圧時の内部二酸化炭素濃度は0.15%とすること。
- ・頭部側、足部側、側面部にストレッチャー固定用ベルトが8カ所以上あり、安全に固定ができること。
- ・本体に4カ所以上の透明な窓があり、傷病者の観察ができること。
- ・側面部には人工呼吸用ホースや酸素投与用チューブのポートが5カ所以上、アクセススリーブが6カ所以上あり、傷病者の処置等が可能であること。
- ・集塵粒子と効率、0.3 μ m、99.95%以上であること。

3 内容

- ・構成品（付属品）を含むアイソレーター装置一式 2セット
- ・1回使用分資機材各種 12回使用分×2セット
- ・予備バッテリー 2個

4 納入場所

栃木県佐野市富岡町1391番地 佐野市消防本部 警防課

5 納入期限

令和4年1月31日（月）

6 その他

（1）同等品は可とするが、同等品とする場合は商品カタログおよび仕様書等を当消防本部に提出し、認否を仰ぐものとする。

（2）本仕様書の不明な点および記載がない部分については事前に当消防本部へ質疑し、十分熟知のうえです承して締結するものとし、その後の質疑等はすべて当消防本部の解釈、判断に従うこと。製品の機能上、やむを得ない事由が発生し、当消

防本部の承認を受ける必要があるときは、当消防本部に連絡し指示を受けるものとする。

(3) 保証期間を問わず、設計、製作及び材料不良等に起因する不具合が発生した場合は、受注者の責任において早急かつ無償にて修理、改善を行うものとする。

(4) 当消防本部と受注者は常に信義を重んじ、本仕様書に記した内容全般における疑義及び不備に関して良心を持って協議し、変更を加え、これを解決するものとする。